

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○飼料の試験結果の公表

○道路の区域変更

### 労働委員会

○宮城県労働委員会あっせん員候補者の告示

宮城県海区漁業調整委員会

○秋さけ固定式刺し網漁業の制限

## 告 示

○宮城県告示第五百三十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、令和六年五月から六月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和六年八月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

（畜産課） 一

（道路課） 三

三

四

## 安全性に関する検査

令和6年5月～6月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目	違反の内容
太協物産株式会社 石巻市	同左	60%フイツシュミール	R06.5	重金属ーカドミウム、鉛、水銀	無
塩釜水産飼料株式会社 塩竈市	同左	60%フイツシュミール	R06.6	重金属ーカドミウム、鉛、水銀	無
株式会社稲井 塩 釜工場 塩竈市	同左	60%イナホフイツシュミール	R06.6	重金属ーカドミウム、鉛、水銀	無

## 栄養成分に関する検査

令和6年5月～6月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目	違反の内容
株式会社サイボク フイード 栗原市	同左	肥育7	R06.5	栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
石巻飼料株式会社 石巻市	同左	もりコーン	R06.5	栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
石巻飼料株式会社 石巻市	同左	育成元気20	R06.5	栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
太協物産株式会社 石巻市	同左	60%フイツシュミール	R06.5	栄養成分等ー粗たん白質、粗灰分	無
太協物産株式会社 石巻市	同左	太協ギンサケE P 14P	R06.5	栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
日本農業工業株式会社 塩竈工場 塩竈市	同左	ウイニーメビウス	R06.5	栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

日本農産工業株式会社 塩釜工場 塩釜市	同左	ますE.P. 25P	R06.6	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
塩釜水産飼料株式会社 塩釜市	同左	60%フイッシュミール	R06.6	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗灰分	無
株式会社船井 工場 塩釜市	同左	60%イナホフイッシュミール	R06.6	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗灰分	無

○宮城県告示第五百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年八月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 三四六号
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城県松島町根廻字清水一六番三六地先から 同郡同町幡谷字原ヶ沢二番四四地先まで		前	一一・九 二二三・三	二八五・七
		後	一五・六 三三〇・四	二八五・七

労働委員会

○宮城県労働委員会告示第三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱している宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和六年八月二十日

宮城県労働委員会

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

（令和6年8月1日現在）

氏 名	現 職	主 要 経 歴	委嘱年月日
水 野 紀 子	宮城県労働委員会委員 宮城大学法学部教授	東北大学大学院法学研究科 長	令6. 4. 1
岡 崎 貞 悦	宮城県労働委員会委員 宮城護士	弁 護 士	令6. 4. 1
豊 田 耕 史	宮城県労働委員会委員 宮城護士	弁 護 士	令6. 4. 1
佐々木 く み	宮城県労働委員会委員 宮城護士	宮城護士	令6. 4. 1
高 さやか	宮城県労働委員会委員 宮城護士	宮城護士	令6. 4. 1
加 藤 仁	宮城県労働委員会委員 宮城護士	宮城護士	令6. 4. 1
佐 竹 一 則	宮城県労働委員会委員 宮城護士	宮城護士	令6. 4. 1
北 館 和 彦	宮城県労働委員会委員 宮城護士	宮城護士	令6. 4. 1
佐 藤 友 彦	宮城県労働委員会委員 宮城護士	宮城護士	令6. 4. 1

鈴木 謙一	東北電力労働組合宮城県本部委員長		令6. 4. 1
大内 栄治	宮城県労働委員会委員	株式会社七十七銀行取締役	令6. 4. 1
伊藤 光芳	宮城県労働委員会委員	株式会社山製作所執行役員管理本部長	令6. 4. 1
小野木 克之	宮城県労働委員会委員	株式会社河北新報社専務取締役	令6. 4. 1
清野 敦	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社ヒジメササキ一ト本部人財部部长		令6. 4. 1
飯野 守	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協会専務理事		令6. 8. 1
諸星 久美子	宮城県労働委員会事務局長		令6. 4. 1
笹森 博樹	宮城県労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長		令6. 4. 1

### 宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、十トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式刺し網漁業（以下「さけ固定式刺し網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

令和六年八月二十日

宮城海区漁業調整委員会

会長 關 哲 夫

一 制限期間

令和六年九月一日から令和七年一月三十一日まで

二 操業区域

気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北における、水深百四十メートル以浅の水域

三 漁業時期

令和六年九月二十五日から同年十一月二十日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示による

さけ採捕の制限による期間を除く。

四 操業の承認

規制区域においてさけ固定式刺し網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さけ固定式刺し網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

五 承認隻数

承認の隻数の上限は、百二十隻とする。

六 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であつて、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。

(一) 令和五年度において、さけ固定式刺し網漁業の承認を受けた者。

(二) 令和六年度から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は五で定める承認隻数から前号の対象者の承認数を除いた数以内とする。

七 操業の条件

1 操業の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、操業する際、委員会が交付するさけ固定式刺し網漁業操業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。

2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。

4 漁具を二張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。

5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前九時）とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合を除く。

6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。

7 漁具は、東方向（真方位九十度）に敷設しなければならない。

8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。

9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。

10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第三百号）第六十条第一項に規定する標識をしなければならない。

11 さけ固定式刺し網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を

八 承認の取り直し  
 12 漁業時期終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。  
 この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(別紙)

秋さけ固定式刺し網漁業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 秋さけ固定式刺し網漁業の制限(令和六年宮城海区漁業調整委員会指示第一号)四の承認を受けようとする者は、秋さけ固定式刺し網漁業操業承認申請書(様式第一号。以下「承認申請書」という。)を宮城海区漁業調整委員会(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県水産林政部水産業振興課内。以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の翌日から令和六年八月三十日までとする。

3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 漁船原簿謄本
- (二) 年間事業計画書(様式第二号)
- (三) 委員会指示六の(二)に該当する場合は、申請調書(様式第三号)
- (四) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申書
- (五) 親子間での借用及び宮城県共同利用漁船復旧対策事業により建造した漁船で申請する場合は船舶使用承諾書(様式第四号)
- (六) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さけ固定式刺し網漁業操業承認申請一覧表(様式第五号)を添えて、提出するものとする。

(操業承認証の交付)

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所(以下「地方振興事務所」という。)を通じ、漁船(漁ろう装置、漁網を含む。)を確認の上、秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証(様式第六号。以下「承認証」という。)を申請者に交付する。

宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部  
 気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七一六  
 宮城県気仙沼合同庁舎  
 電話〇二二六一二二一六八五一

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

(承認証の書換交付)

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証書換交付申請書(様式第七号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 前項の申請は、第一の3の規定を準用する。

(承認証の再交付)

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証再交付申請書(様式第八号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。(船体の標識)

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第九号とする。

(漁獲成績報告書)

第六 委員会指示七の12の漁獲成績報告書は、様式第十号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ切書等の写し)を添付するものとする。

(承認申請書等の経由)

第七 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町二丁目九一 電話〇二二一三六六一二二三一
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎 電話〇二二五一九五一四七三

(様式第1号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名  
印

秋さけ固定式刺し網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 漁業時期 令和6年9月25日から同年11月20日まで

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船名 丸

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数 トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 申請理由

(A4縦)

(様式第2号)

年間事業計画書

船名 丸 氏名

区分	漁業種類	漁業	漁業	漁業	合計
	漁獲物の種類				
	操業期間				
	操業日数(日)				
	航海回数				
	漁獲予想数量(kg)				
	漁獲予想金額(円)				
	乗組員(人)				
所要経費(円)	人件費				
	燃料費				
	費				
	費				
合計	計				

(A4縦)

(様式第3号)

申 請 書

住所			
氏名	印		
生年月日	年	月	日
漁業形態	1：漁船漁業専業 2：養殖との兼業 3：養殖専業 4：漁業以外との兼業 ※該当する番号に○印をお願いします。		
漁業従事年数			
使用漁船	船名	漁船登録番号	MG-
	推進機関の種類及び馬力数	(kW・PS) 総トン数 トン	
年間操業実績			
No	漁業種類	操業期間 (○月○旬～○月○旬)	水揚げ数量(kg)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
合 計			

※前年度(4月から翌年3月まで)における年間操業実績を記入願います。

上記のとおり相違ないことを証します。

令和 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長(支所運営委員長) 印

(A4縦)

(様式第4号)

漁船使用承諾書

年 月 日

(漁船使用者)

住 所  
氏 名

殿

(漁船所有者)

住 所  
氏 名

印

秋さけ固定式刺し網漁業の操業について、下記のとおり漁船の使用を承諾します。

なお、この承諾によって、私が貴殿に代わり宮城県漁業調整委員会の秋さけ固定式刺し網漁業の操業の承認を受けるものではありません。

記

- 1 承諾期間
- 2 船名及び漁船登録番号
- 3 総トン数
- 4 推進機関の種類及び馬力数

(A4縦)



(様式第6号)

(裏)

操 業 の 条 件 (委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者(以下「操業者」という。)は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時(南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前9時)とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
- 7 漁具は、東方向(真方位90度)に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則(令和2年宮城県規則第103号)第60条第1項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さけ固定式刺し網漁船は、沖合及びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。
- 12 漁業時期終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承 認 の 取 り 消 し (委員会指示第八)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(様式第7号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ第
- 2 船 名 号 丸
- 3 書換する事項

項 目	書 換 前	書 換 後

4 書換を必要とする理由

(様式第 8号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証を滅失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 滅失（き損）の理由

宮さけ第

号 丸

(A 4 縦)

(様式第 9号)

宮さけ第 号〇

- 1 文字及び数字（承認証番号）の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字（承認証番号）及び枠は、朱色とすること。
- 3 〇印には、所属漁協（宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所）の頭文字を記入すること。

(様式第10号)

秋さけ固定式刺し網漁業漁獲成績報告書

No. \_\_\_\_\_

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

提出年月日： 年 月 日

所属漁協名		承認証番号	宮さけ第	号
氏名	印	船名		
乗組員	人	総トン数		
刺網の模 規	目合： 寸 分 ( cm)	漁船登録番号	MG	-
	総延長： m・使用反数： 反	推進機関	電気点火・ジーゼル (○印をする)	

年 月分

日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円)※税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様、海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式刺し網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他( ) ( )	

※経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

### 宮城県地先海面における「秋さけ固定式刺し網漁業」操業区域

